

IV 重点整備地区の課題

IV-1 大口駅・子安駅周辺地区のバリアフリーに対する市民からの意見

大口駅・子安駅周辺地区におけるバリアフリーの課題を把握するため、市民参加による「まちあるき点検ワークショップ」と「バリアフリーに関する情報募集」のチラシの2つの手法を活用した。

1. まちあるき点検ワークショップ

(1) 目的

大口駅・子安駅周辺地区において、以下に示す目的で、「まちあるき点検ワークショップ」を実施した。

①交通施設のバリアフリー

大口駅や子安駅をはじめ、バス乗降場といった交通施設のバリアフリー状況を点検し、問題点を整理する。

②道路等の経路のバリアフリー

大口駅・子安駅周辺地区における主要な施設への経路のバリアフリー状況を点検し、問題点を整理する。

③主要な施設までのバリアフリー

地区にある庁舎、公園などの施設で高齢者や障害者等が主として徒歩で利用する主要な施設の出入口付近のバリアフリー状況を把握し、問題点を整理する。

(2) 実施概要

【開催日時】

平成22年5月28日(金曜日) 10:00~16:30

【参加者】

参加者数 77名

大口駅・子安駅周辺地区部会委員を基本に以下のメンバーが参加した。

- ・高齢者、視覚障害者、聴覚障害者、車いす使用者、肢体障害者、町内会・商店街などの市民代表
- ・学識経験者
- ・公共交通事業者、道路管理者
- ・行政関係者（健康福祉局、建築局、道路局、区役所などの職員）

【現地点検】

- ・ 駅や道路、公園や建物などの施設を対象に、駅から施設等までの移動のしやすさ、案内のわかりやすさ、施設の使いやすさなどを点検した。
- ・ 点検ルートは、駅構内や駅前広場のバス停、駅から主要施設である公共施設や福祉・医療施設、文化・交流施設、商業施設を結ぶルートをなるべく網羅できるように、歩行距離を勘案しつつ設定した（図 4-1）。

(3) ワークショップ

- ・ 現地点検終了後、現地で点検した課題点、良い点などを各参加者から発表してもらい、地図を用いて点検項目の整理を行った。
- ・ さらに、参加者が重要度が高いと判断した問題点については、模造紙に抽出した。
- ・ その後、各コースの代表者が、コースごとに整理した意見を発表した。

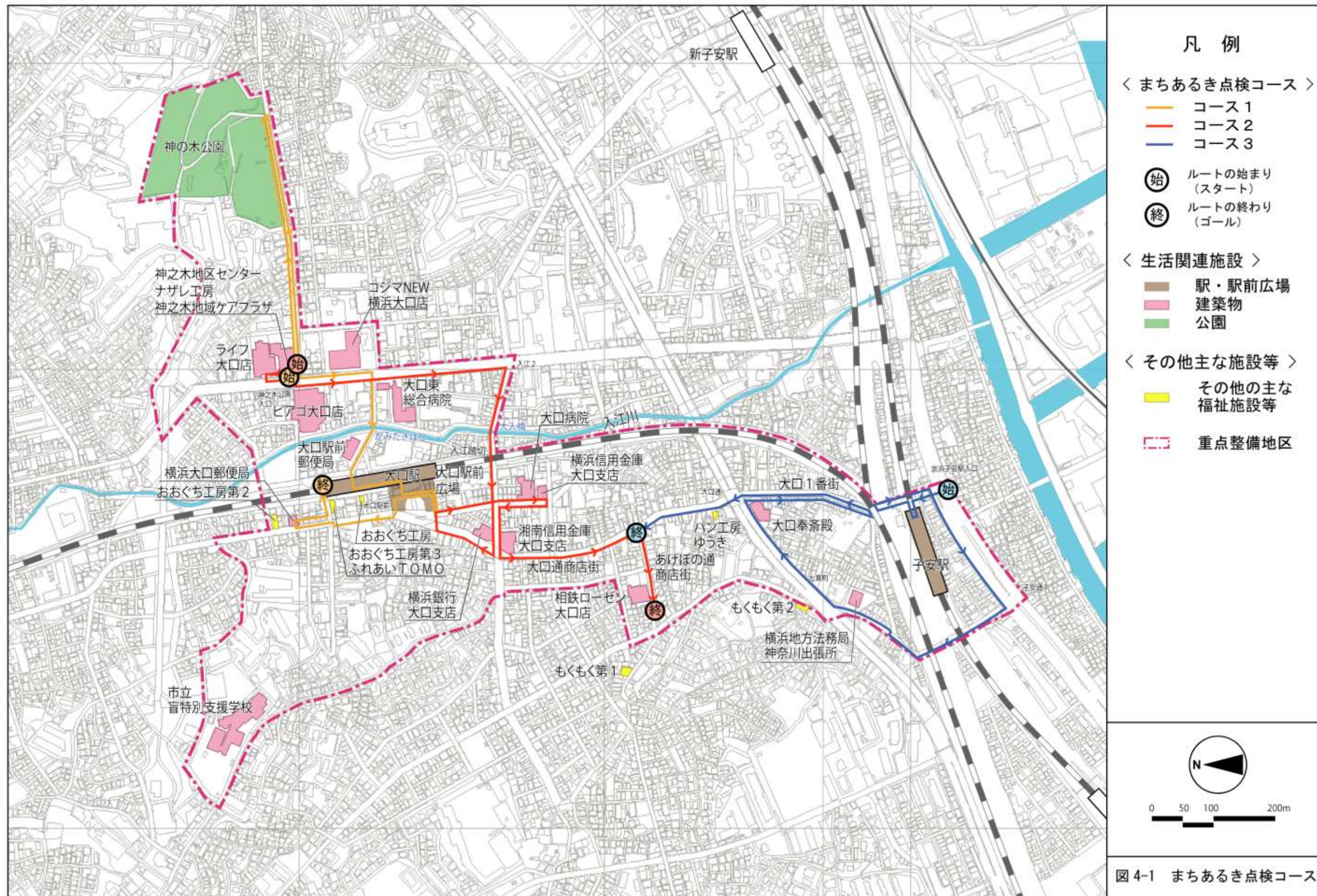


図 4-1 まちあるき点検コース

2. バリアフリーに関する情報募集

(1) バリアフリーに関する情報募集の目的

バリアフリー基本構想の検討への参加機会の創出と大口駅・子安駅周辺地区におけるバリアフリーに関する課題の抽出を目的として、大口駅・子安駅周辺地区におけるバリアフリーに関する情報募集を行った。

(2) 募集期間

平成22年 2月15日(月)～ 3月31日(水)

(3) 募集方法

募集は、下記のバリアフリーに関する情報募集チラシ(メールによる情報を含む)を用いて行った。

大口駅・子安駅周辺地区の バリアフリー化に関する情報をお寄せください。

横浜市では、大口駅・子安駅を中心とした地区を対象に、高齢者、障害者等に配慮し、円滑に移動し、施設を利用できるよう、市独自の様々な事業者と協力して、バリアフリー化を進捗するための基本構想の検討を進めています。
この基本構想づくりの参考にするため、大口駅・子安駅やその周辺に利用されている皆様から、この地区のバリアフリー化に関する情報を集めています。

どんな情報を集めているの??

大口駅・子安駅周辺の施設(商店、福祉施設、駅、お洒落など)を利用するとき、または駅からその施設に行くまでの間に「ここがこうなら高齢者や障害者など、誰もが気持ちよく利用できるのに!」と感じたことや、「ここはバリアフリーで歩きやすいところだ!」といった情報をお寄せください。

例えば、

- ・大口駅から●●施設に行くまでの歩道について、①②の前の横断歩道歩道の横断がきつくて、歩いずらぬるとき、番号を待つのが大変なので、平らな道筋があると良いと思います。
- ・ムムムから▲▲センターに行くときに、どの道を歩けばよいかわからず、とまどってしまった、案内看板がもっとあれば、初めて来た人もわかりやすいと思います。

～ 情報募集の期間と方法 ～

募集期間 平成22年2月15日(月)～ 3月31日(水) (土日祝日)

募集方法 裏面のワケと地図にご記入ください。

募集方法 下記問合せ先まで、郵送、FAX、Eメール、または直接持参のいずれかの方法で、記入用紙を提出してください。
(FAX、Eメールについては裏面のみお送り下さい)

募集先住所 〇神奈川県横浜市長通企画課整備係(本館5階502室)
〒221-0824 横浜市神奈川区浜白本通町3-8 電話:045-411-7028
ファクス番号:045-314-8890 Eメール:kg-kusae@city.yokohama.jp

大口駅・子安駅周辺地区バリアフリー基本構想ホームページ(横浜市道整備局)
<http://www.city.yokohama.jp/ho/ba/bsj/ba/bsj/ba/bsj/>
※この記入用紙をダウンロードいただけます。

2. 印を付けた場所(施設)の種類
〇道路 〇駅 〇公園
〇建物 〇その他
(※忘れやすい場合は、住所やQRコードとわかるものを書いてください。
(例:歩道で〇〇色のベンチ3メートル×5メートルの箇所)

3. ご記入いただきました方
についてお聞かせします。

- ・あなた自身の情報
〇60歳未満
〇60歳以上
- ・あなたご自身の状況(複数回答可)
〇歩くことが困難
〇車椅子が困難
〇杖が困難
〇杖が使用
〇オストメイト
〇その他障壁がある
〇歩行速度が遅い
〇ベビーカーを使用
〇カッターカーを使用
〇杖に当てはまるものは無い
- ・あなたご自身の状況
〇大口駅周辺
〇子安駅周辺
〇その他
- ・施設の現状状況について(複数回答可)
〇道幅・道幅などで歩道利用困難
〇階段などでの利用困難
〇利用しにくい
〇その他の利用

※印を付けた場所(施設)については、今後の基本構想を策定するための参考にさせていただきます。いかなる情報にも責任は負いません。予めご了承ください。

問い合わせ先【神奈川県横浜市長通企画課整備係】電話:045-411-7028 ファクス番号:045-314-8890 Eメール:kg-kusae@city.yokohama.jp

バリアフリーに関する情報募集チラシ

3. バリアフリーに対する意見のまとめ

まちあるき点検ワークショップおよびバリアフリーに関する情報募集で出された主な課題事項を以下に示す。

鉄道駅

指摘箇所・項目	主な課題事項
大口駅	<ul style="list-style-type: none"> ・手すりが途中で切れている ・階段の手すりが一段しかない ・東口の券売機の位置が高い ・東口の電光掲示板の向きが悪く、気づかない ・東口の券売機前の蹴りこみ幅が狭い ・エスカル利用時は、手すりが使えない ・東口の階段を誘導ブロックの動線で上がると、エスカルと交錯する ・西口の券売機前の蹴りこみ幅が狭い ・西口の券売機の位置が高い ・大口駅にエスカレーター、エレベーターを設置して欲しい ・大口駅のホームの端と階段の間の幅が狭い ・大口駅で子供3人連れてホームに行くのが困難
子安駅	<ul style="list-style-type: none"> ・券売機の液晶パネルは子供や車いす使用者にとって見えにくい角度である ・券売機の点字に表記ミスがある ・券売機前の蹴りこみ幅がベビーカー（車いす使用者）には浅い ・エレベーターの音声案内で「こちらのドアが開きます」と言われても視覚障害者にとっては分かりにくい ・トイレの音声案内の方向指示の表現が分かりにくい ※トイレの音声案内：「トイレはこちらです。男子トイレは後方の奥、女子トイレは後方の左側、多機能トイレは正面にあります。なお、正面壁面にトイレ触知図がありますのでご利用下さい。」 ・トイレの音声案内が1回で終わってしまい、一度聞き逃すと案内の内容が分からなくなる

道路（歩道等）

指摘箇所・項目	主な課題事項
経路1：神の木公園入口	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道の真ん中に車止めがある ・電柱があって歩道が狭くなっている ・路地前の歩道に注意喚起の誘導ブロックがない ・乗入れ部の歩道の横断勾配がきつい ・街路灯があり、歩道が一部狭くなっている ・神之木地区センターから神の木公園へ続く歩道の乗入れ部が車道側に傾いている ・神之木地区センターから神の木公園へまでの歩道が狭くガタガタしているため、もう少し広くして欲しい ・神之木地区センターから神の木公園へ続く道路に街灯がなく、夜は怖い
経路2：神之木地区センター前	<ul style="list-style-type: none"> ・放置自転車があり、歩道が狭く感じた ・神の木公園入口交差点の横断歩道に接続する部分の歩道の縦断勾配がきつい
経路3：大口駅東口入口	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道のない交差点部の路肩に注意喚起のための誘導ブロックがない
経路5：大口駅南側踏切	<ul style="list-style-type: none"> ・大入橋付近の横断勾配が大きい ・遮断機の手前にいるのか、踏切内にいるのか分かりづらい ・大入橋付近に車止めがあり歩道が狭い
経路6：大口駅西口 駅前広場	<ul style="list-style-type: none"> ・大口駅西口付近の交差点では、歩道と車道に段差がある ・大口駅西口正面にバス乗り場の案内板があると、バス乗り場までスムーズに行ける ・西口の改札を出た所にバス停への案内が欲しい
経路7：大口駅西口 駅前広場北	<ul style="list-style-type: none"> ・横断勾配がきつい ・車庫の出入口前の歩道は横断勾配がきつい。またそれが連続しているので、車いす使用者は通行がしにくい ・松見町周辺の道路は、ガードレールはあるが、歩道幅が狭い
経路8：盲学校入口	<ul style="list-style-type: none"> ・大口駅から盲学校への道路で、誘導ブロックがはがれてきている
経路10：盲学校前	<ul style="list-style-type: none"> ・大口仲町付近から盲学校の道路は、誘導ブロックがはがれてきている

(つづき)

指摘箇所・項目	主な課題事項
経路 11：湘南信用金庫前	<ul style="list-style-type: none">・交差点部の歩道から車道への切り下げ勾配がきつい・交差点部の歩道に誘導ブロックがない・有効幅員が狭く、歩きにくい
経路 13：大口病院前	<ul style="list-style-type: none">・歩行できる幅員が狭い上に、障害物が多い
経路 14：横浜銀行前	<ul style="list-style-type: none">・大口駅西口付近の交差点では、歩道と車道の段差がある。また自転車がとまっていて歩道が狭い・歩道上に放置自転車がが多く、歩道が狭くなり歩きづらい
経路 15：大口通商店街	<ul style="list-style-type: none">・大口商店街は看板等があって歩道が狭い・大口商店街は歩道と車道の段差が大きく、ベビーカー（車いす使用者）では横断するのが困難・看板やアーケードの柱などで歩道幅が狭くなっている・商店街の歩道に障害物が多い・歩道上に商品が陳列されており邪魔である・大口通商店街で、誘導ブロックと電話ボックスの位置が近い・大口通商店街の電話ボックスは支柱で支えられているので分かりづらい・舗装材の目地幅が広く、がたついている・歩道巻き込み部の排水枡が出っ張っており、歩道面との段差があり危ない・車道と歩道の段差が大きい・車道の塗装（赤色）が滑りやすい（雨天時）・大口駅西口付近の交差点では、歩道と車道の段差がある。また自転車がとまっていて歩道が狭い・自転車が歩道を走るため、歩行者にとって危険である。
経路 17：大口 1 番街	<ul style="list-style-type: none">・大口商店街は、看板等があって歩道が狭い・大口商店街は歩道と車道の段差が大きく、ベビーカー（車いす使用者）では横断するのが困難・店舗前の商品・看板・荷物が邪魔である・国道と市道をつなぐ誘導ブロックが途中で途切れている・歩道巻き込み部において車道と歩道の段差が大きい・消火栓のふたと歩道面に段差が出来ている・歩道巻き込み部の車道と歩道の段差が大きい

指摘箇所・項目	主な課題事項
経路 17：大口 1 番街	<ul style="list-style-type: none"> ・マンホールが出っ張っており、歩道面との段差があり危ない ・平板ブロックとマンホールががたついている ・商店街全体で、雨天時に路面がすべりやすい ・国道 1 号付近の大口 1 街歩道の誘導ブロックの色が目立たないので、黄色にして欲しい ・国道 1 号付近の大口 1 番街歩道の点状ブロックの位置が適切でないので直して欲しい
経路 18：国道 1 号	<ul style="list-style-type: none"> ・横断歩道手前の看板が邪魔である ・横断歩道手前の誘導ブロックが途切れている ・横断歩道と歩道の接続部の誘導ブロックが途切れている ・横断歩道手前のすりつけ部の平坦部が少ない ・国道と市道をつなぐ誘導ブロックが途中で途切れている
経路 19：JRこ線橋	<ul style="list-style-type: none"> ・ポール・電柱で歩行空間歩道が狭くなっている ・踏切手前に誘導ブロックがない ・浦島こ線橋の法務局側のエレベーター脇付近の排水枘のグレーチングの溝が粗くて危ない ・浦島こ線橋の北側の入口付近の道路の勾配が急である ・法務局前の道路に歩道がない ・法務局付近の路肩の排水枘の蓋が盛り上がっている ・こ線橋の階段端部（上）の手すりに点字がない ・エレベーターの音声案内で「こちら側のドアが開きます」と言われても視覚障害者にとっては分かりにくい ※エレベーターの音声案内：「2階（1階）では反対の扉が開きますのでご注意ください」
経路 21：子安駅入口	<ul style="list-style-type: none"> ・京急子安駅入口交差点の歩道は、国道 15 号側と市道側の接続部で段差が大きい ・京急子安駅入口交差点から子安駅へ向かう歩道は車道との段差が大きい ・車道と歩道の段差が大きい ・踏切前に警告ブロックがなく、踏切内に知らずに入ってしまう危険がある

(つづき)

指摘箇所・項目	主な課題事項
経路 22：西子安地下道	<ul style="list-style-type: none"> ・子安駅の地下連絡通路に階段しかなく歩きにくい ・子安駅前の地下道にエスカレーター等を設置して欲しい ・子安駅前の地下道にスロープを設置して欲しい ・子安駅の地下連絡通路に入る際の階段が急である ・案内がないため、どこにつながる地下道かがわからない ・地下道内の手すりが1段しかない ・地下道内の手すりに点字がない

道路（信号機等）

指摘箇所・項目	主な課題事項
経路 1：神の木公園入口	・神之木地区センターから神の木公園へ続く道路沿いの家の車が歩道にはみ出している
経路 3：大口駅東口入口	・路上駐車が歩行空間を妨げる
経路 7：大口駅西口 駅前広場北	・大口駅前交差点の北側の信号の青時間が短い
経路 11：湘南信用金庫前	<ul style="list-style-type: none"> ・大口通交差点東隣の信号交差点の歩行者用信号機は、音響式信号機ではない ・大口通交差点に音響式信号を設置して欲しい ※大口駅と大口商店街の方向は設置済
経路 14：横浜銀行前	<ul style="list-style-type: none"> ・大口駅西口付近では交差点が密接しているため、音声信号が聞き取りにくく、視覚障害者にとって怖いところである ※2つの信号機が共に青の場合と駅側の信号機のみ赤の場合で音響信号機のメロディを変えてはあるが初めて来た人には理解が難しい。
経路 19：JRこ線橋	・駐車車両が多い

都市公園

指摘箇所・項目	主な課題事項
神の木公園	・神の木公園のトイレが高台に位置しているため、車いす利用者にとって利用しづらい

建築物

指摘箇所・項目	主な課題事項
大口駅前郵便局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚障害者にとって、歩道との境界にある丸いオブジェは、入口部分は少ない方がよい ・ 誘導ブロックが小さい
横浜大口郵便局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 横浜大口郵便局の歩道にキャッチブロックがない ・ 歩道に誘導ブロックがないため、横浜大口郵便局の出入口が分かりづらい ・ 現状設置されている視覚障害者誘導用ブロックは、周囲の路材の色と類似した色のため、弱視者にとって認識することが困難である。
ライフ大口店	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚障害者にとって、入口を誘導する目印がないので、入口を発見するのが難しい ・ 歩道と駐輪場の境界が分かりにくい（視覚障害） ・ 視覚障害者にとって、入口を誘導する目印がないので、入口を発見するのが難しい
大口東総合病院	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩道から大口東総合病院の出入口まで誘導ブロックがない ・ 大口東総合病院前のグレーチングの溝の幅を狭くした方がよい
大口病院	<ul style="list-style-type: none"> ・ 誘導ブロックがないので、入口が分かりにくい
ピアゴ大口店	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩道と駐輪場の境界が分かりにくい（視覚障害者）
相鉄ローゼン大口店	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出入口までの誘導ブロックがない ・ 車道から店舗の出入口までに勾配のきつい箇所がある ・ 扉が自動ではないため、車いす使用者にとって不便である
横浜地方法務局神奈川出張所	<ul style="list-style-type: none"> ・ すりつけ勾配が大きい ・ 誘導ブロックが途中で切れている ・ 横浜地方法務局神奈川出張所の門扉のレールが飛び出ている
大口奉斎殿	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩道から出入口までの誘導ブロックがない

良い点

指摘箇所・項目	主な課題事項
神の木公園	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出入口は支障なく利用できる
大口駅前郵便局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大口駅前郵便局入口の誘導ブロックの上にマットがあったが、視覚障害者にとって、足で感じる事ができるので、出入口としてわかりやすい
大口駅	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大口駅は、車いす用のホームと車両の間の渡り板は支障なく使える ・ 車いす使用者にとって、大口駅のトイレは満足できる
子安駅	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車いす使用者にとって、子安駅の券売機のカウンターの高さが丁度良い ・ 車いす使用者の人にとって、子安駅の改札幅が丁度良い ・ 子安駅は、ホームと車両の間の渡り板は便利である ・ 子安駅が多機能トイレの内部の設置は十分に満たされている
相鉄ローゼン大口店	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相鉄ローゼン大口店の入口の外で、店舗の中で音が鳴っていたので、入口がわかった
経路1：神の木公園入口	<ul style="list-style-type: none"> ・ 横断歩道の誘導ブロックの位置が良い
経路2：神の木地区センター前	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車道と歩道の境界にある黄色いペイントは、わかりやすくて良い
経路6：大口駅西口 駅前広場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大口駅西口駅前広場では、バスに乗るのに隙間がない（車いす）
経路7：大口駅西口 駅前広場北	<ul style="list-style-type: none"> ・ 誘導ブロック上に「物を置かないで下さい」と貼ってあり、良かった
経路13：大口病院前	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大口病院付近の道路が平らでベビーカーが使いやすい
経路15：大口通商店街	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商店街の歩道に誘導ブロックがあってよい
経路17：大口1番街	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平坦な部分が広く、通行しやすい
経路19：JRこ線橋	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浦島こ線橋の階段端部（下）の手すりに点字があり良い
経路22：西子安地下道	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地下道内は、明るくて歩きやすい（昼間）

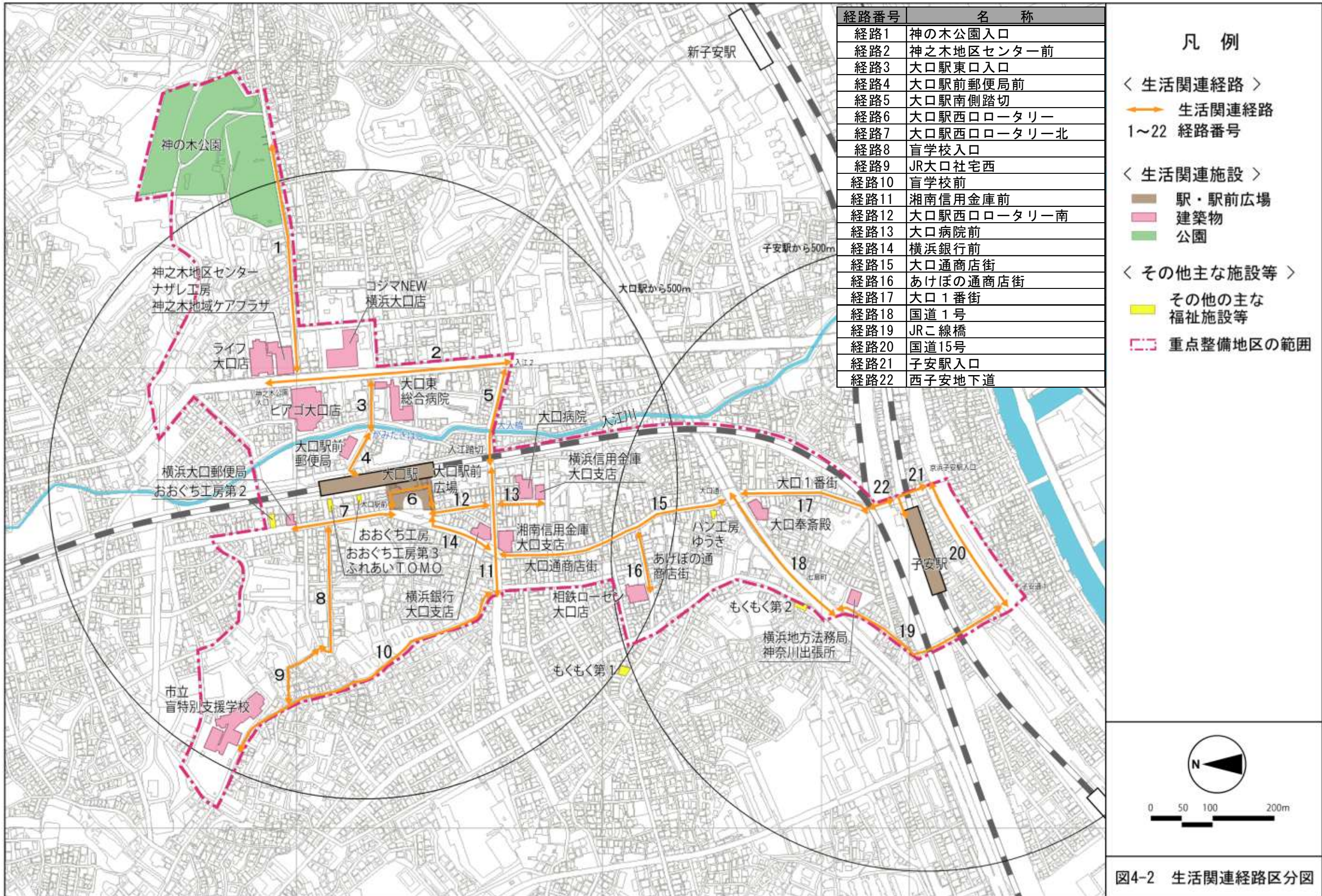


図4-2 生活関連経路区分図

V 大口駅・子安駅周辺地区のバリアフリー化のための事業

V-1 事業の基本的な考え方

ここに示した事業の基本的な考え方は、バリアフリー新法に基づく移動等円滑化基準や横浜市福祉のまちづくり条例に基づく整備基準に沿うものであり、鉄道駅、生活関連施設及び生活関連経路など重点整備地区内においてバリアフリー化の整備を進める際、横浜市として目標とするバリアフリー化の姿を示したものである。

大口駅・子安駅周辺地区においてバリアフリー化の整備を進める際は、以下に示した基本的な考え方を踏まえて事業を行い、高齢者、障害者等の円滑な移動を確保することにより、すべての人にとって利用しやすい公共交通機関、建築物、公共施設の整備を実現していくことを目標とする。

1. 鉄道駅のバリアフリー化

【移動等円滑化された経路の確保】

- ・駅の外部から改札口を経てプラットフォームへ通ずる経路については、高齢者、障害者等すべての人が、可能な限り単独で移動できるよう、バリアフリー化された経路（移動等円滑化された経路）を1ルート以上確保する。
- ・移動等円滑化された経路は、鉄道利用者が最も一般的に利用するルート（主動線）に確保することを基本とする。また、他のルートがある場合は、主動線以外についても可能な限り、移動等円滑化された経路を確保することが望ましい。

【安全な階段の整備】

- ・階段は、転倒・転落を防ぐため、段を容易に識別でき、滑りにくく、つまずきにくい構造とする。また、移動の負担を軽減するため、手すりの位置や高さなどに配慮する。

【誘導案内設備の整備】

- ・案内サインは、情報の内容、表示の方法やデザイン、掲出の位置などを考慮し、誰にでもわかりやすく、見やすいものとし、重点整備地区内での連続性、統一性に配慮し整備する。
- ・運行情報の案内、列車接近の警告、事故等の緊急情報については、文字や音声等により情報提供する。
- ・駅周辺の道路も含めた連続性や利用者の動線、床材の色等を考慮して視覚障害者誘導用ブロックを設置することにより、視覚障害者の円滑な誘導と安全を確保する。
- ・改札口、エスカレーター、トイレ、ホームからの階段、地下鉄駅の地上出入口など鉄道駅における主要な経路や施設・設備については、視覚障害者がより円滑に移動

または利用できるよう支援するため、施設・設備の位置及び内容を知らせる音案内※の設置に努める。

※音案内とは、誘導チャイム等によって施設・設備の位置を告知する音響案内及び「ことば（音声）」によって、施設・設備の位置ならびに設備内容などを伝える音声案内のこと。

【使いやすい設備の整備】

- ・エレベーター、エスカレーター、トイレ、改札口、券売機等の設備は、高齢者、障害者等すべての人が利用しやすいものとする。
- ・トイレについては、空間が確保できる場合、多目的トイレの整備に努める。
- ・乗車券等販売所には、筆談用具を備え、その存在を表示する。

【プラットフォームにおける安全対策】

- ・プラットフォームにおいては、列車との段差及び隙間をできる限り小さくし、円滑な乗降を確保する。
- ・ホームからの転落や列車との接触を防ぐため、警告ブロックやホーム柵の設置等による落下防止措置に努める。

【職員に対する適切な教育訓練】

- ・高齢者、障害者等に対して、お客様として適切な対応や必要な介助を行うことができるよう、職員の教育訓練の充実に努める。

2. 道路等のバリアフリー化

- ・生活関連経路に指定された道路においては、車いす使用者のすれ違いを考慮した幅員の歩道を連続的に確保する。
- ・歩道は、高齢者、障害者等すべての人が安全で快適に移動できる構造（適切な勾配・段差や平坦部の確保など）とする。
- ・また、雨や雪の場合でも、転倒や車いすのスリップを防ぐため、水たまりができにくく、滑りにくい舗装や構造とする。
- ・案内サイン等は、誰にでもわかりやすく見やすいものになるよう、既存の案内サイン等を活かしながら、重点整備地区全体での連続性、統一性に配慮し整備する。
- ・視覚障害者誘導用ブロックは、連続性や利用者の動線、床材の色等を考慮して敷設し、視覚障害者の円滑な移動を確保する。
- ・生活関連経路の始点・終点においては、歩行空間の連続性に配慮して歩道等の整備をすることとする。
- ・なお、道路等の整備に係る事業の実施において、その目標とする整備水準により、次に示す『生活関連経路（A）』と『生活関連経路（B）』の2つに区分する。

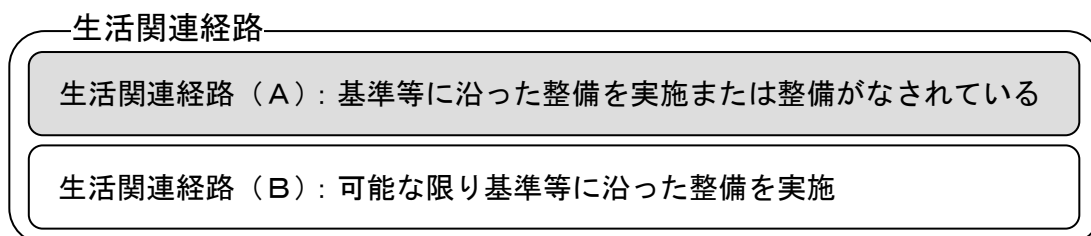
【生活関連経路（A）】

- ・生活関連経路のうち、法に基づく移動等円滑化基準及び横浜市福祉のまちづくり条例の整備基準に沿った整備を実施する経路、または、すでに両基準に沿った整備がなされている経路

【生活関連経路（B）】

- ・生活関連経路のうち、地形や市街化の状況等、その地域固有の制約のため、生活関連経路Aに設定できないが、経路の道路機能・役割を考慮し、可能な限り法に基づく移動等円滑化基準などに沿った整備を実施する経路（横浜市独自の取り組みとして設定）

■生活関連経路の区分と整備目標



3. 交通安全施設等のバリアフリー化

- ・道路横断の安全を確保するため、バリアフリー化に対応した信号機を整備する。なお、広い交差点においては、方向定位に配慮するなど、視覚障害者の誘導に十分配慮する。また、横断距離が長い場合は、高齢者や障害者等が安全に横断できる信号の青時間確保に配慮する。さらに、音響式信号機については、周囲の環境等を考慮し、利用者が横断するための的確に判断できる音量の調整について検討を行う。
- ・歩行者の安全な移動を確保するため、違法駐車対策の強化や、必要に応じて交通規制の実施を検討する。

4. バスのバリアフリー化

- ・バリアフリー化に対応したバス車両の導入を推進する。
- ・バス車両内には、筆談用具を備え、その存在を表示する。
- ・高齢者、障害者等すべての人が利用しやすいバス停留所を整備する。また、空間が確保できる場合、防風及び雨天を考慮した上屋の設置に努める。
- ・高齢者、障害者等のお客様に対して、適切な対応や必要な介助を行うことができるよう、職員の教育訓練の充実を図る。

- ・ノンステップバスの運行情報について、利用者に対し、インターネット等を活用した情報提供に努める。

5. 建築物（生活関連施設）のバリアフリー化

- ・すべての人が安全かつ円滑に目的の施設を利用できるよう道路等敷地の外部から施設内までの移動経路を確保する。
- ・施設内においては、高齢者、障害者等すべての人が円滑に水平・垂直移動できるよう努める。
- ・高齢者、障害者等すべての人が施設及び設備を円滑に移動または利用できるよう支援するため案内情報の設置に努める。
- ・一定時間滞在する施設においては、高齢者、障害者等が利用しやすいトイレの設置に努める。
- ・施設及び設備の整備にあたっては、高齢者、障害者等すべての人が利用しやすいものとする。
- ・高齢者、障害者等のお客様に対して、適切な対応や必要な介助を行うことができるよう、施設職員の教育訓練の充実を図る。

6. 都市公園のバリアフリー化

- ・都市公園のバリアフリー化にあたって、「特定公園施設の例外規定」※が設けられている趣旨を踏まえ、地形や自然環境の保全等を考慮した形でのバリアフリー化が求められる。上記を踏まえ、以下の考え方に基づき、整備に努めるものとする。
- ・『主要な公園施設』は、不特定かつ多数のものが利用し、また主として高齢者、障害者等の利用が見込まれる施設とする。
- ・出入口から『主要な公園施設』に至る経路は、都市公園移動等円滑化基準に適合させるよう努めるものとし、経路の設定にあたっては、重点整備地区における一体的なバリアフリー化のため、生活関連経路との連続性を考慮して設定することが望まれる。

【主要な公園施設】

- ・修景施設、休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設その他の公園施設のうち、当該公園施設の設置の目的を踏まえ、重要と認められる公園施設。

※「特定公園施設の例外規定」：「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則」第二条

V-2 バリアフリー化のための事業の目標年次

大口駅・子安駅周辺地区におけるバリアフリー化の事業は、事業の実施期間を考慮し、原則、基本構想策定から5年後の平成28年度までを目標に実施する。

また、本基本構想の策定段階において実施予定時期を明確にできない事業や実現が長期化すると考えられる事業については、「今後機会を捉えて整備を検討」と設定する。

V-3 特定事業及びその他の事業

「特定事業」は、旅客施設等に関する「公共交通特定事業」、道路に関する「道路特定事業」、信号機の設置等に関する「交通安全特定事業」、公園に関する「都市公園特定事業」、建築物に関する「建築物特定事業」等に分けられる。また、これらの「特定事業」と合わせて実施すべき事業として「その他の事業」がある。

大口駅・子安駅周辺地区において実施する「公共交通特定事業」「道路特定事業」「都市公園特定事業」「建築物特定事業」「交通安全特定事業」「その他の事業」は、57頁以降に示すとおりである。

ここに示した各事業は、大口駅・子安駅周辺地区におけるバリアフリー化のための課題を踏まえ設定したものであり、原則として平成28年度までを目標に、事業の実施へ向けて取り組むものである。

事業の実施にあたっては、次頁に示したバリアフリー新法に基づく移動等円滑化基準やガイドラインに沿った整備を行うこととする。

また、効果的なバリアフリー化を実現するため、公共交通事業者、道路管理者、公安委員会など各事業主体は、関係する事業間の実施時期や内容に関して十分な連携・整合を図ることとする。特に、案内サインの設置については、基本的に「横浜市公共サインガイドライン」に基づき整備する。さらに、本ガイドラインで示されている施設以外で本基本構想において位置づけられた施設に誘導する場合は、その必要性も含め、関係事業者と連携し別途検討することとする。

なお、ここに示した「特定事業」及び「その他の事業」に挙げられていない事業であっても、大口駅・子安駅周辺地区における移動等の円滑化を図るために必要な事業については、各事業主体が、前項に示した「事業の基本的な考え方」を踏まえ、バリアフリー化の推進に努めることとする。

【バリアフリー新法に基づく移動等円滑化基準及びガイドライン】

名称	発行年／発行者
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令	平成 18 年 12 月 政令
移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準	平成 18 年 12 月 国土交通省令
移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準	平成 18 年 12 月 国土交通省令
移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準	平成 18 年 12 月 国土交通省令
高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準	平成 18 年 12 月 国土交通省令
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準	平成 18 年 12 月 国家公安委員会規則
公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン	平成 19 年 7 月 交通エコロジー・モビリティ財団
公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン	平成 19 年 7 月 交通エコロジー・モビリティ財団
改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン	平成 20 年 2 月 財団法人 国土技術研究センター
ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり	平成 20 年 2 月 社団法人 日本公園緑地協会
高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準	平成 19 年 人にやさしい建築・住宅協議会

【参考】

名称	発行年／発行者
横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル	平成 17 年 3 月 横浜市健康福祉局
横浜市公共サインガイドライン（改訂版）	平成 23 年 3 月 横浜市都市整備局

1. 公共交通特定事業

1) 東日本旅客鉄道株式会社

事業箇所	主な事業内容※1	平成28年度までを目標に整備	今後機会を捉えて整備を検討	備考
大口駅	通路部の手すりの連続性の確保	○		
	階段部の手すりの改善（2段手すり）	○		※実施済み
	視覚障害者誘導用ブロックの動線の改善	○		※実施済み エスカルの撤去により動線を確保する。
	エレベーターの設置	○		※実施済み

※1：公共交通特定事業の実施に当たっては「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」、「公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン」および「横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」等の内容を踏まえ、公共交通特定事業計画の検討に努めることとする。

2) 京浜急行株式会社

事業箇所	主な事業内容※1	平成28年度までを目標に整備	今後機会を捉えて整備を検討	備考
子安駅	券売機の点字表記の改善	○		※実施済み
	エレベーターの音声案内の改善		○	
	駅構内の多機能トイレの音声案内の改善		○	

※1：公共交通特定事業の実施に当たっては「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」、「公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン」および「横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」等の内容を踏まえ、公共交通特定事業計画の検討に努めることとする。

3) 横浜市交通局

事業箇所	主な事業内容※1	平成28年度までを目標に整備	今後機会を捉えて整備を検討	備考
重点整備地区全域	ノンステップバスの増加	○		

※1：公共交通特定事業の実施に当たっては「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」、「公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン」および「横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」等の内容を踏まえ、公共交通特定事業計画の検討に努めることとする。

2. 道路特定事業

1) 横浜市（神奈川区、道路局）

事業箇所	主な事業内容	平成28年度までを目標に整備	今後機会を捉えて整備を検討	備考
経路1	電柱の移設の検討	○		移設については電柱の占用企業者との調整が必要となる
	歩道巻き込み部の視覚障害者誘導用ブロックの敷設	○		
	車両乗り入れ部と接続する歩道の平坦部の確保		○	民地側との調整が必要となる
	街路灯の移設の検討	○		移設方法については管理者との調整が必要となる。
経路2	神の木公園入口交差点の横断歩道に接続する部分の歩道の勾配の改善	○		民地側との調整が必要となる
経路5	大入橋付近の歩道の勾配の改善	○		
	大入橋付近の車止めの撤去	○		
経路7	大口駅西口の駅前広場北側の横断歩道と接続する歩道の平坦部の確保	○		
	車両乗り入れ部と接続する歩道の平坦部の確保	○		
	街路灯の移設の検討	○		移設方法については管理者との調整が必要となる。
経路8	視覚障害者誘導用ブロックの改修	○		

事業箇所	主な事業内容	平成28年度までを目標に整備	今後機会を捉えて整備を検討	備考
経路 10	視覚障害者誘導用ブロックの改修	○		
経路 11	交差点部の横断歩道と接続する歩道の平坦部の確保	○		
	交差点部の視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設	○		
	横断防止柵の移設または撤去の検討	○		
経路 13	カラー舗装等による歩行者空間の確保	○		交通管理者と協議の上で実施する。
経路 14	歩道面の平坦性の改善	○		
経路 15	歩道面の平坦性の改善		○	
	歩道とマンホール等の段差の改善	○		
	歩道巻き込み部の歩道と車道の段差の改善	○		
	車道（赤色舗装部）の舗装面の改善		○	
	電話ボックスの移設の検討	○		移設方法については管理者との調整が必要となる。

事業箇所	主な事業内容	平成28年度までを目標に整備	今後機会を捉えて整備を検討	備考
経路 17	視覚障害者誘導用ブロックの改修	○		
	歩道巻き込み部の歩道と車道の段差の改善	○		
	歩道とマンホール等の段差の改善	○		
	歩道の舗装面の改善（すべりにくい舗装）		○	
	視覚障害者誘導用ブロックの撤去（不要箇所）	○		
経路 19	踏切手前の視覚障害者誘導用ブロックの設置の検討	○		※実施済み
	排水枡のふたの改善	○		
	カラー舗装等による歩行者空間の確保	○		交通管理者と協議の上で実施する。
	車道とマンホール等の段差の改善	○		
	浦島こ線橋橋上のエレベーター出入口付近の手すり端部への点字シール等の貼付の検討	○		
経路 21	歩道巻き込み部の歩道と車道の段差の改善	○		
	歩道と車道の段差の改善（地先境界ブロックの改修）	○		

事業箇所	主な事業内容	平成28年度までを目標に整備	今後機会を捉えて整備を検討	備考
経路 22 (西子安地下道)	階段の手すりの改善(2段手すり)	○		
	階段の手すり端部への点字シール等の貼付	○		
	階段の踏面端部への視覚的に容易な識別の整備 (シール等で段鼻部の強調)	○		

2) 国土交通省

事業箇所	主な事業内容	平成28年度までを目標に整備	今後機会を捉えて整備を検討	備考
経路 18	視覚障害者誘導用ブロックの改善	○		
	横断歩道と接続する歩道の平坦性の確保		○	

3. 交通安全特定事業

1) 神奈川県公安委員会

事業箇所	主な事業内容	平成28年度までを目標に整備	今後機会を捉えて整備を検討	備考
生活関連経路全般	<ul style="list-style-type: none">・音響式信号機等の設置・違法駐車取締りの強化・違法駐車防止に関する広報・啓発活動の推進・標識・標示の視認性の確保・交通規制の実施		○	

4. 都市公園特定事業

1) 横浜市（環境創造局）

事業箇所	主な事業内容	平成28年度までを目標に整備	今後機会を捉えて整備を検討	備考
神の木公園	トイレの設置位置の再検討を含めた、多機能トイレの設置の検討		○	

5. 建築物特定事業

1) 郵便局株式会社

事業箇所	主な事業内容	平成28年度までを目標に整備	今後機会を捉えて整備を検討	備考
横浜大口郵便局	視覚障害者誘導用ブロックの改善	○		※実施済み

2) 大口東総合病院

事業箇所	主な事業内容	平成28年度までを目標に整備	今後機会を捉えて整備を検討	備考
大口東総合病院	視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設		○	
	排水溝のふたの改善		○	

3) 大口病院

事業箇所	主な事業内容	平成28年度までを目標に整備	今後機会を捉えて整備を検討	備考
大口病院	視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設		○	

4) ピアゴ大口店（ユニー株式会社）

事業箇所	主な事業内容	平成28年度までを目標に整備	今後機会を捉えて整備を検討	備考
ピアゴ大口店	視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設	○		
	自転車等の駐輪に対するマナーの啓発等の対策の実施	○		

5) 相鉄ローゼン株式会社

事業箇所	主な事業内容	平成28年度までを目標に整備	今後機会を捉えて整備を検討	備考
相鉄ローゼン大口店	車いす使用者が容易に開閉できる出入口への改善	○		※実施済み

6) 株式会社 板橋

事業箇所	主な事業内容	平成28年度までを目標に整備	今後機会を捉えて整備を検討	備考
大口奉斎殿	視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設		○	

7) 法務省

事業箇所	主な事業内容	平成28年度までを目標に整備	今後機会を捉えて整備を検討	備考
神奈川県法務局神奈川出張所	出入口の勾配の改善		○	
	視覚障害者誘導用ブロックの改善		○	

6. その他の特定事業

1) 横浜市（神奈川区）

事業箇所	主な事業内容	平成 28 年度までを目標に整備	今後機会を捉えて整備を検討	備 考
放置自転車禁止区域 （経路 2、14、15）	放置自転車対策の実施	○		
経路 22（西子安地下道）	わかりやすい案内の検討		○	

2) 大口通商店街、大口 1 番街、あけぼの通商店街

事業箇所	主な事業内容	平成 28 年度までを目標に整備	今後機会を捉えて整備を検討	備 考
経路 15、16、17	はみ出し看板・商品等の移設・撤去		○	

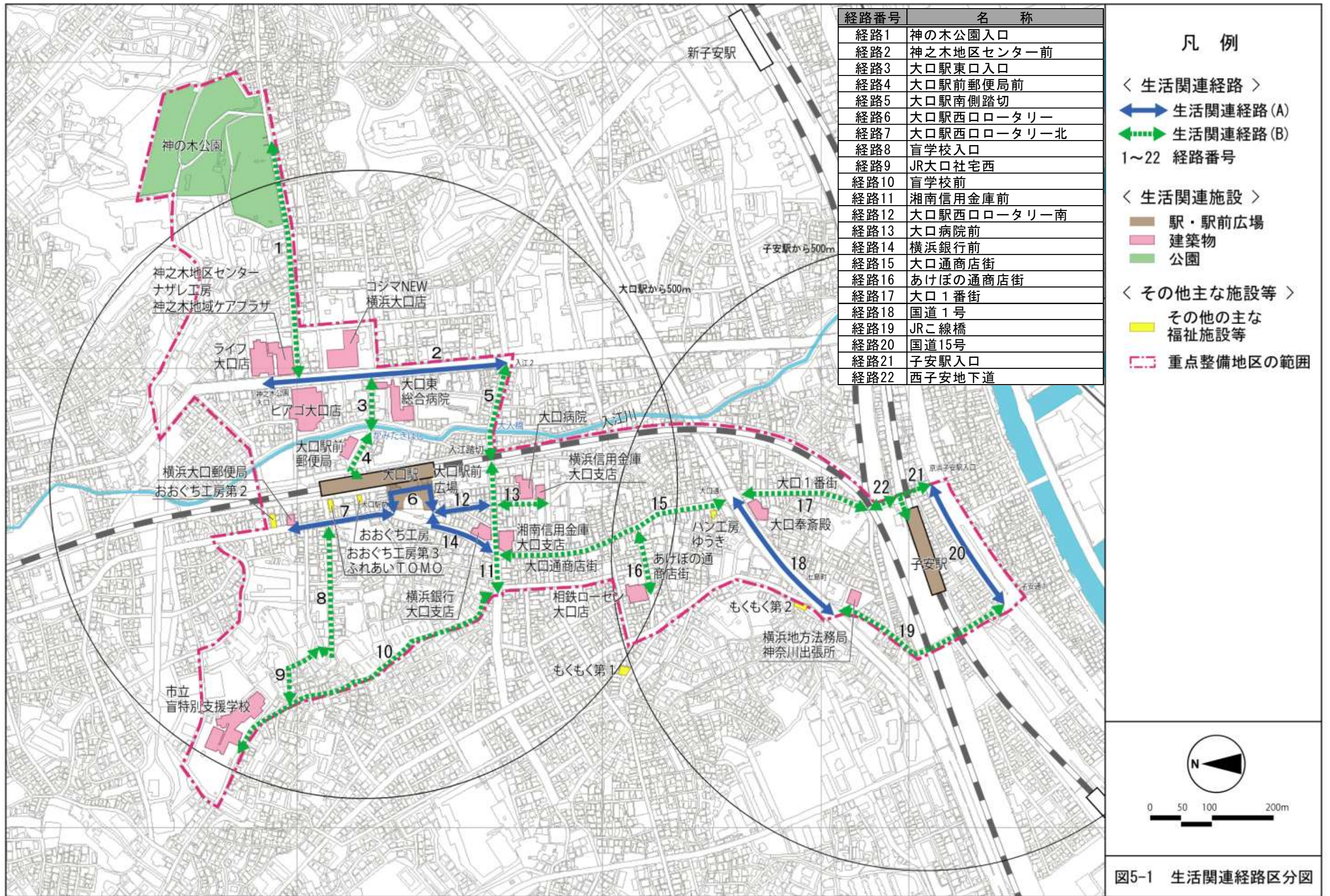
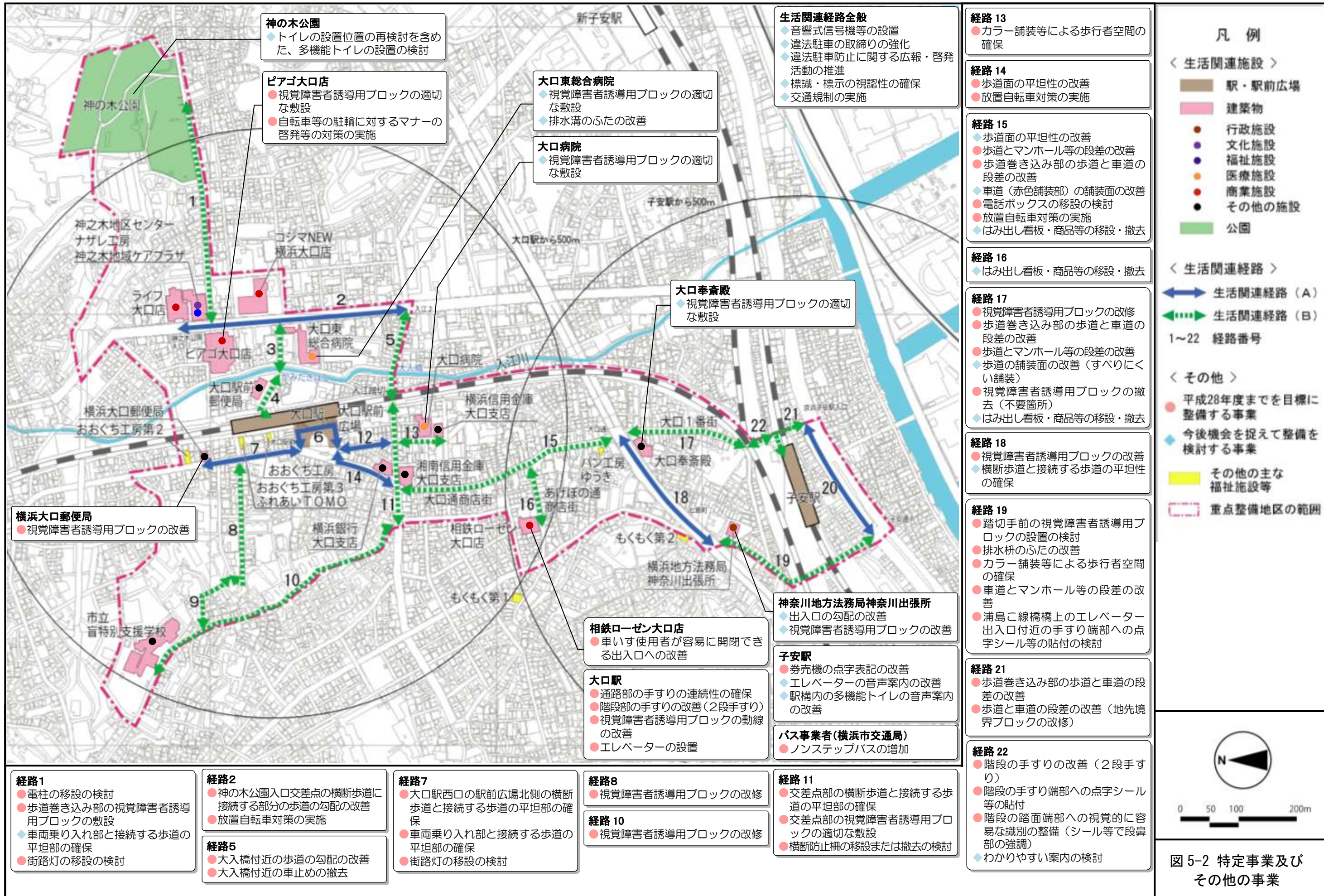


図5-1 生活関連経路区分図



- ### 凡例
- ＜生活関連施設＞
- 駅・駅前広場
 - 建築物
 - 行政施設
 - 文化施設
 - 福祉施設
 - 医療施設
 - 商業施設
 - その他の施設
 - 公園
- ＜生活関連経路＞
- 生活関連経路 (A)
 - 生活関連経路 (B)
 - 1~22 経路番号
- ＜その他＞
- 平成28年度までを目標に整備する事業
 - 今後機会を捉えて整備を検討する事業
 - その他の主な福祉施設等
 - 重点整備地区の範囲

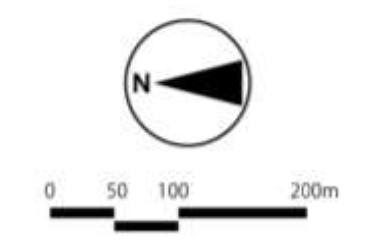


図 5-2 特定事業及びその他の事業

経路1

- 電柱の移設の検討
- 歩道巻き込み部の視覚障害者誘導用ブロックの敷設
- ◆車両乗り入れ部と接続する歩道の平坦部の確保
- 街路灯の移設の検討

経路2

- 神の木公園入口交差点の横断歩道と接続する部分の歩道の勾配の改善
- 放置自転車対策の実施

経路5

- 大入橋付近の歩道の勾配の改善
- 大入橋付近の車止めの撤去

経路7

- 大磯駅西口の駅前広場北側の横断歩道と接続する歩道の平坦部の確保
- 車両乗り入れ部と接続する歩道の平坦部の確保
- 街路灯の移設の検討

経路8

- 視覚障害者誘導用ブロックの改修

経路10

- 視覚障害者誘導用ブロックの改修

経路11

- 交差点部の横断歩道と接続する歩道の平坦部の確保
- 交差点部の視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設
- 横断防止柵の移設または撤去の検討

横浜大磯郵便局

- 視覚障害者誘導用ブロックの改善

大磯駅

- 通路部の手すりの連続性の確保
- 階段部の手すりの改善(2段手すり)
- 視覚障害者誘導用ブロックの動線の改善
- エレベーターの設置

相鉄ローゼン大磯店

- 車いす使用者が容易に開閉できる出入口への改善

神奈川地方方法務局神奈川出張所

- ◆出入口の勾配の改善
- ◆視覚障害者誘導用ブロックの改善

子安駅

- 券売機の点字表記の改善
- ◆エレベーターの音声案内の改善
- ◆駅構内の多機能トイレの音声案内の改善

バス事業者(横浜市交通局)

- ノンステップバスの増加

神の木公園

- ◆トイレの設置位置の再検討を含めた、多機能トイレの設置の検討

ピアゴ大磯店

- 視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設
- 自転車等の駐輪に対するマナーの啓発等の対策の実施

大磯東総合病院

- ◆視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設
- ◆排水溝のふたの改善

大磯病院

- ◆視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設

大磯奉斎殿

- ◆視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設

生活関連経路全般

- ◆音響式信号機等の設置
- ◆違法駐車取締りの強化
- ◆違法駐車防止に関する広報・啓発活動の推進
- ◆標識・標示の視認性の確保
- ◆交通規制の実施

経路13

- カラー舗装等による歩行者空間の確保

経路14

- 歩道面の平坦性の改善
- 放置自転車対策の実施

経路15

- ◆歩道面の平坦性の改善
- 歩道とマンホール等の段差の改善
- 歩道巻き込み部の歩道と車道の段差の改善
- ◆車道(赤色舗装部)の舗装面の改善
- 電話ボックスの移設の検討
- 放置自転車対策の実施
- ◆はみ出し看板・商品等の移設・撤去

経路16

- ◆はみ出し看板・商品等の移設・撤去

経路17

- 視覚障害者誘導用ブロックの改修
- 歩道巻き込み部の歩道と車道の段差の改善
- 歩道とマンホール等の段差の改善
- ◆歩道の舗装面の改善(すべりにくい舗装)
- 視覚障害者誘導用ブロックの撤去(不要箇所)
- ◆はみ出し看板・商品等の移設・撤去

経路18

- 視覚障害者誘導用ブロックの改善
- ◆横断歩道と接続する歩道の平坦性の確保

経路19

- 踏切手前の視覚障害者誘導用ブロックの設置の検討
- 排水溝のふたの改善
- カラー舗装等による歩行者空間の確保
- 車道とマンホール等の段差の改善
- 浦島こ線橋橋上のエレベーター出入口付近の手すり端部への点字シール等の貼付の検討

経路20

- 階段の手すりの改善(2段手すり)
- 階段の手すり端部への点字シール等の貼付
- 階段の踏面端部への視覚的に容易な識別の整備(シール等で段鼻部の強調)
- ◆わかりやすい案内の検討

経路21

- 歩道巻き込み部の歩道と車道の段差の改善
- 歩道と車道の段差の改善(地先境界ブロックの改修)

経路22

- 階段の手すりの改善(2段手すり)
- 階段の手すり端部への点字シール等の貼付
- 階段の踏面端部への視覚的に容易な識別の整備(シール等で段鼻部の強調)
- ◆わかりやすい案内の検討

V-4 今後検討が必要な事項

建築物のバリアフリー

経路と建築物のそれぞれがバリアフリー化されても、経路と建築物の間に段差などのバリアが存在すれば、利用に困難が伴う。そのため、本基本構想では、生活関連経路から建築物の出入口に至るまでのバリアフリー化された経路を確保することを目標として、地区部会での検討や建築主等と調整の上、建築物特定事業を位置づけている。

一方、建築物内のバリアフリー化については、建築物の所有者、管理者、占有者（テナント）の三者が協力してバリアフリー化する必要があり、建替え等の大規模な改修の機会でなければ整備が実施できないなどのケースもある。

そのため、本基本構想において生活関連施設として設定した建築物内のバリアフリー化については、建築主等は建築物移動等円滑化基準の考え方を十分認識の上、できるところから既存施設のバリアフリー化に努めるとともに、建替え等の大規模な改修時などの機会をとらえて、同基準に適合するよう検討の上、整備することが必要である。

VI 基本構想策定後の事業推進にあたって

1. 円滑な各種特定事業計画の策定・事業の実施

- ・横浜市、事業者、市民は、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において「移動等円滑化を進めるにあたっては、高齢者、障害者等の意見を十分に聴き、それを反映させることが重要である」と規定されていることを踏まえ、互いに協力して、高齢者・障害者等にとって、より使いやすい整備と円滑な事業の推進に努めることとする。
- ・横浜市は、基本構想策定後、関係事業者が円滑な事業実施を行うために、事業者間、及び高齢者・障害者等との情報交換・意見交換の促進に努めることとする。
- ・事業者は、特定事業計画の立案、及び特定事業の実施にあたり、整備内容や配慮すべき事項について、高齢者・障害者等の意見を反映させるように努めることとする。
- ・市民は、移動等円滑化を推進するため、交通のバリアフリー化等の事業を実施するにあたり、一人一人がお互いを理解するとともに、障害者等の移動の妨げとなる違法駐輪等の自粛や自転車走行マナーに心掛け、障害者等移動困難者の介助を行うなど、互いに支え合い、思いやり、協力するように努めることとする。

2. 事業の進捗管理及び事業の評価

- ・横浜市は事業の進捗管理や事業評価の必要性に鑑み、その手法について検討していくこととする。

3. 進捗状況及び事業内容の広報

- ・横浜市と事業者は連携して、施設が有効に利用されるように、バリアフリー化の事業の進捗状況、及びバリアフリー化された施設の位置や利用の仕方などの利用案内について、広報に努めることとする。

4. 新たな技術開発の動向を踏まえたバリアフリー化のための事業の見直し

- ・歩行空間のバリアフリー化には、物理的なバリアの解消とともに、情報提供などの支援も求められており、現在、最先端の情報通信技術を活用した新たな歩行支援システムなど、バリアフリー化に関する技術開発が進められている。このような新たな技術開発の動向を踏まえ、必要に応じて、バリアフリー化のための事業の見直しについて検討を行うものとする。

